

第6回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年8月29日（月） 午前10時30分～午後12時15分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 傍聴人 なし 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛
片桐会長	<p>それでは、第6回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議を始めさせていただきます。前回の会議で、第11条まで終わっていますので、今日は第12条から第16条までをやります。残りの会議日程も迫っていますから、できれば、今日中に大まかなところまでは終わりたいと思っています。特定要求行為と不当要求行為が行われた場合、どのようになるのかというところが今日の議論の焦点になるところだと思いますが、ここは既に第1回、第2回の会議でかなり議論しておりますので会長としましては、スムーズに進めればと思っています。では、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局（吉井）	<p>はい。概要の差替えた方の29ページ第12条から始めさせていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（特定要求行為への組織的対応）</p> <p>第12条 職員（市長を除く。第3項において同じ。）は、特定要求行為があったときは、法第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。</p> <p>2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、前項の規定による記録により次条に規定する大和高田市公正職務推進会議に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であって、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて大和高田市公正職務推進会議への調査の依頼を行うことができる。</p> </div> <p>【趣旨】</p> <p>この条は、第2条第6号で定義した特定要求行為を受けた場合に、公正な職務の執行を確保するため、組織として執るべき対応を規定したものである。</p> <p>【解説】</p> <p><第1項及び第2項関係></p> <p>職員に対して特定要求行為があったと認められるときは、地方公務員法第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、①組織的に対応すること、②特定要求行為の内容等を記録すること、③管理監督者に報告することを義務付け、こ</p>

れに加えて、管理監督者には、④必要な措置を講ずること、⑤大和高田市公正職務推進会議に報告することを義務付けている。

(1) 組織的な対応及び管理監督者が行う必要な措置については、それぞれの職場において、①複数の職員等により、②組織として、③きぜんとした態度で対応することが求められる。

(2) 特定要求行為の内容等の記録は、その情報を組織で共有することにより組織としての適切な対応を徹底するためのものである。記録のための様式は、規則第3号様式に定める予定をしているが、記録をする際には客観的かつ正確に記録することとし、特に相手方の態様について記録する際には、例えば、「激こした」「声を荒げた」「悲しそうに」といった表現は受け手の主観的な感情が入るため避けるようにし、「机を両手で2回たたいた」「うつむきながら聞き取りにくい小さな声で」など誰が見ても明らかな客観的事実を記録しなければならない。

また、当該記録は、管理監督者に報告し、管理監督者はそれを推進会議に提出することとなるが、公文書的手続として、記録した職員が所属部長までの決裁を受ける必要がある。

なお、記録する職員は、原則として、役職を問わず、特定要求行為を受けた職員本人とする。

<第3項関係>

職員は、職場内において不当要求行為があったと認められるにもかかわらず、記録や推進会議への報告がなされていないなど、不当要求行為対策制度上必要があると認められる場合においては、管理監督者への報告に代えて推進会議へ調査の依頼を行うことができることとした。この条例の施行後マニュアルの作成・配布や必要な研修を実施していくこととなるが、場合によっては一部の所属において不当要求行為対策制度について誤った理解をしているなどの理由により条例に基づく記録・報告がなされない場合が起きることも想定される。このような場合において、各職場における取扱いの均一化を図り、また、制度の趣旨を損なわないようにするため、推進会議への「調査依頼」制度を設けたものである。

なお、この調査の対象となるのは、不当要求行為があったと認められる場合であることに留意が必要である。

なお、本条例は市の行政運営全般において公正な職務の執行を確保しようとするものであり、条例で記録を義務付けている特定要求行為以外の要求・要望等についての記録を禁止するものではない。

(公正職務推進会議)

第13条 職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における不当要求行為を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、大和高田市公正職務推進会議（以下「推進会議」という。）を置

く。

2 推進会議は、前条第2項の規定による報告又は同条第3項の規定による調査の依頼があったときは、速やかに必要な調査を行い、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き審査会に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、職員による庁内組織である大和高田市公正職務推進会議（以下「推進会議」という。）の設置について定めたものである。

【解説】

<第1項関係>

推進会議は、職員で組織され、前条第2項の規定による報告を受け、対応方針の協議や審査会への報告、不当要求行為に関する各部の情報交換などを行い、不当要求行為に対し、組織的、統一的に対応することを目的として設置されるものである。

<第2項関係>

推進会議は、この条例に基づく特定要求行為について作成された記録の報告を受けた場合又は職員から不当要求行為があったと認められるとの調査依頼があった場合、速やかに必要な調査を行い、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き審査会に報告しなければならない。

なお、調査に当たっては、特定要求行為を受けた職員とその管理監督者並びに関係する職員からの事情聴取により行うとともに、必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとし、不当要求行為を行ったとされる者に意見陳述の機会を与えることができる。審査に当たっては、原則として、その調査の内容を記載した書面により行うこととするが、推進会議が必要があると認めた場合には、調査の場合に準じた方法（事情聴取等）により行うことができるものとする。

<第3項関係>

「推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める」とは、規則（案）第9条で次のとおり定めることを予定している。

（推進会議の組織）

第9条 大和高田市公正職務推進会議（以下「推進会議」という。）は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 部長職（部長相当職を含む。）
 - (3) 企画法制課長
 - (4) 生活安全課長
- （委員長及び副委員長）

第10条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）施行規則案）

(特定要求行為に係る審査会の職務)

第14条 審査会は、前条第2項の報告があったときは、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、市長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べることができる。

【趣旨】

この条は、審査会が特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかの審査の結果に関する市長への報告等について定めたものである。

【解説】

審査会が行う調査及び審査は、前条の規定により推進会議が行うものと同様であり、その調査に当たっては、原則として、特定要求行為を受けた職員とその管理監督者並びに関係する職員からの事情聴取により行うとともに、必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとし、不当要求行為を行ったとされる者に意見陳述の機会を与えることができる。審査に当たっては、原則として、その調査の内容を記載した書面により行うこととするが、審査会が必要であると認めた場合には、調査の場合に準じた方法（事情聴取等）により行うことができるものとする。

審査会による審査結果の報告による結果について、次のとおり市長に報告する。

- (1) 不当要求行為に該当すると認めるとき 是正措置等についての意見を付けて市長に報告
- (2) 不当要求行為に該当しないと認めるとき 該当しない旨を市長に報告

(不当要求行為に対する措置)

第15条 市長は、前条の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を審査会から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会の意見を尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項について公表することができる。

【趣旨】

この条は、不当要求行為に対して市長が執るべき措置について規定したものである。

【解説】

<第1項関係>

市長は、審査会から不当要求行為に該当するとの報告を受けたときは、速やかに必要な事実確認を行った上で文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

<第2項関係>

警告によってもなお再発のおそれがある場合など市長が必要と認めるときは、不当要求行為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項を公表することができることとした。この場合、市長は、推進会議又は審査会が既に意見を聴いて確認が行われている場合を除いては、不当要求行為を行ったとされる者に意見陳述の機会を与えるなど、慎重に事実確認を行うものとする。また、公表するのは市長が必要と認める場合で、例えば、同一人物による不当要求行為が繰り返し行われ、職員の公正な職務の執行に重大な支障が生じるおそれがあると認められるときなどである。

なお、本条例は、職員の公正な職務の執行を確保するために、特定要求行為を記録し、組織として対応するという制度を設けているのであり、市に対して要望・要求をする行為を制限したり、要望・要求を行った者をそれによって評価したり処罰したりすることを目的とするものではない。

(審査会への報告)

第16条 市長は、第12条第2項の規定による報告、同条第3項の規定による依頼及び前条第1項の規定による措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告の内容について、市長に対し、意見を述べることができる。

【趣旨】

この条は、特定要求行為の報告、不当要求行為に係る調査の依頼及び不当要求行為に対する必要な措置の内容についての審査会への定期的な報告及び意見聴取の制度について定めたものである。

【解説】

特定要求行為及び不当要求行為に対するこの制度の運用状況について審査会に定期的に報告することにより、この制度が適正に運用されているかどうかの確認を受け、また、より適正な運用とするためにどのような取組みが必要かアドバイスをいただくことを目的としたものである。

審査会への報告が必要な案件は、次のとおりである。

- (1) 第12条第2項の規定による管理監督者から推進会議への特定要求行為に係る報告
- (2) 第12条第3項の規定による職員から推進会議への不当要求行為に係る調査の依頼
- (3) 第15条第1項の規定による市長による不当要求行為を行った者に対する措置

以上になります。

片桐会長

はい。ありがとうございました。特定要求行為が行われたときにどう対応するかというところですが、いかがでしょうか。私としては、これまでの議論を踏まえて、以前のものを見比べながら見ていましたが、随分はっきりとすっきりとしたのではないかなと思います。各委員の皆様はどうですか。

	<p>これまで散々議論してきたところでありますので、中身については既にもう言い尽くしたという感じはありますが、特に文言、文章等でも何かありませんか。</p>
志野委員	<p>以前に赤宗委員もおっしゃられていたと思いますが、第15条の不当要求行為に対する措置なんですけど、ただ文書で警告して公表するとか条文では表現できていませんので、やはり不当要求行為とは暴力行為などいろいろな行為がありますので、もう少し強い力をもつ措置方法があった方がよいと思います。例えば告発できるなど、公表だけでなくそういう文言を入れておいた方がいいのかなと少し危惧します。</p>
片桐会長	<p>告発に関しては、この条例がないと告発できないという風に捉えられると逆に困ると思います。緊急を要する場合は、直ちに告発なり、通報なりするべきだと思いますので、そのような刑事上の手続と切り離して、行政の手続としてどこまでやるのかという話になってくると思います。そうすると、志野委員の言われる強い権限となると、警告よりもっと強い、行政だけで完結できるような何かですが、それが一般の市民に対して、あまりあり得ないのではないかと思います。</p>
志野委員	<p>確かに暴力事件などがあれば、これ以前に、通報、告発があるというのは理解できますが、この条文の中にもう少し強い表現があってもよいのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>そうですね。確かに行政の側からすればそのような強いペナルティがあればすごく使いやすいと思いますが、逆に市民の側からすると、ちょっと何か言うとすぐに警察に言うぞなどと受け取られると思いますが、いかがでしょうか。</p>
秋田委員	<p>暴力行為があれば、この条例ということではなく刑法などになってくると思います。ここであえて言う必要はないと思います。</p>
片桐会長	<p>ここでいう警告というのは具体的にどういったものを想定されていますか。あなたの行為は不当要求行為に当たるので止めるようにという警告が公表されるのですか。それとも以下の者は不当要求行為を行ったんだということが公表されるのですか。それとももっと別のものですか。</p>
事務局（米田）	<p>警告の内容については、まだ、このような形で警告するということは決めていません。内容についてはケースバイケースになると思いますが、まずは「あなたの行っている行為は不当要求行為であるので止めてください。」ということを書きでもって警告します。それでもなお止めない悪質なケースについては、公表までいきますので、「あなたの行為を公表しますよ。」というのも含めて警告に使えと思いますが、実際に公表するのは特に悪質なものになってくると思います。</p>
片桐会長	<p>確かに、以下の者がこのような行為をやったんだということが公表されると、不当な要求を生業としてやっている方を別にして、一般の市民にとってみれば、かな</p>

	<p>り強い制裁になると思います。</p>
赤宗副会長	<p>おっしゃるとおりで、市の仕組みや、本来法では許されないことをお願いしているんだということを市民が自覚されていないで頼むケースがあると思いますので、そこに威嚇的に告訴や告発という文言を条文に入れることについては、慎重に扱った方がよいと思います。</p>
宗田委員	<p>私もそういった文言がない方がよいと思います。市民に対する権限が強く映り過ぎると思います。以前も申し上げましたが、公益通報のところで内部については徹底的にやらないという条文になっていますので、どうしても市民に対しては強い権限を持ちつつ、内部に対してはそれほど強く捉えられない条文になっていますので公平感があまりないと思います。市民の方が委縮してしまうと思います。</p>
多田委員	<p>不当要求行為の内容によると思います。</p>
片桐会長	<p>あるいは徹底的にやらざるを得ないような事案も出てくるかもしれないというのはありますね。ただ何度も言いますが、警察との連携の中で対処するというのも考えられなくもないので、そこまで行けば「警察を呼びましょう。」になると思います。</p>
多田委員	<p>確かにそのようなことをしつこく繰り返す方、常習的な方は、警告や公表だけでは効かないと思いますね。</p>
片桐会長	<p>そうですね。ただ公表されないからやってくるというのもあると思います。</p>
多田委員	<p>そうですね。一般の人はそうだと思います。しかし、それを一つ越えている人は平気だと思います。</p>
片桐会長	<p>そこまで行けば、組織犯罪に近くなってくると思いますね。それを生業にしている方々に対する対応になってくると思います。</p> <p>羽根委員どうでしょうか。</p>
羽根委員	<p>私はこの原案どおりでよいかなと思います。「不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等」、「等」ということで、これからの時代に合わせて行政対処暴力に対する措置等があると思います。それに対応するということが一時的には行政側としては文書で警告を行って、それ以外の例えば威圧的で大変だなというケースはそのときに対応する方法があると思いますので、それで措置すればよいと思います。ここの「等」にそれが含まれると思いますので、このままでよいと思います。</p>
横山委員	<p>この原案でよいと思います。公表するということですが、どのような手段をお考</p>

	えですか。この辺を規定しておく必要があると思います。
事務局（米田）	公表手段については、まだ具体的に決定していませんが、このような行為が行われているという概要については必ず全て公表ですので、そちらはインターネット上の市ホームページなどで公表を行うと思います。
片桐会長	他に市でされている一般行政事務について公表したいときは、主にどのような手段を使われていますか。
事務局（米田）	市民向けのサービスについての公表については広報誌になると思います。大和高田市の全世帯に紙の広報誌を月1回発行し、配布していますのでそれに掲載する方法とインターネットの市ホームページに掲載する方法になると思います。ホームページに掲載するとインターネットで検索してすぐ分かりますので、今日この会議も市のホームページで、今日ここで開催しますというのを掲載し、誰でも傍聴できるように公開しています。主に広報誌と市ホームページになると思います。それと市役所の前に掲示板がありまして、その掲示板に貼り出すことで、市の公告式条例に基づいた公告というのがあるのですが、効力としては、市の掲示板による方法になると思います。
片桐会長	広報誌に載せるまでいくと厳しいのかなと思いますね。
事務局（米田）	もちろん、制裁については広報誌に載せることはないと思います。サービスなどの案内については広報誌を主に使っているということです。
片桐会長	そうすると、ホームページに載せるか掲示板に出すかになるのですね。よろしいでしょうか。
事務局（米田）	効力としては掲示板になると思います。
片桐会長	そうですね。たぶんそれが一番いいと思います。
事務局（米田）	掲示板に載ったものは、全て自動的にホームページの公報に載るような仕組みになっていますので、ホームページに載ることが制裁としては一番きついのかなと思います。
片桐会長	今の志野委員のご提案については、そのようなこともあるかもしれないですけども原案のままでさせていただきます。 私の方から一点だけご質問します。不当要求行為を行っている者に対して、市長や審査会が意見聴取することができるという解説になっていますが、それは条文からは読み取れないんですが、例えば審査や事実確認の仕方については規則で定めて

	<p>いるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>事実確認の仕方については、今のところ規則でも規定していません。</p>
片桐会長	<p>そこは、ある程度きちんと定めておいた方がよいと思います。条例に規定するかどうかは別にして、本当は規定しておいた方がよいと思いますが、特にこれから不当要求行為だと制裁を発動されようとするときの事情聴取なので、きちんと手続をしないと不利益に取り扱うのに手続がないのは問題かなと思います。</p>
事務局（米田）	<p>ここは少し課内でも意見が分かれたのですが、私の個人的な考えとして、制裁を与える、公表するというのはよっぽどなケースと考えておきまして、第1の目的は不当要求行為を止めていただくことを主においておりましたので、基本的には本人から意見聴取して、制裁を加える前に行為を止めていただく、公表する前には必ず意見陳述の機会を与える必要があると考えていました。</p> <p>最初の段階で相手の話も聞くというのが一番良いと思うのですが、それを言いきっていいのかどうかということに迷っておりまして、一応これもケースバイケースで与える場合は、相手の言い分ももちろん聞く必要があると思います。警告を発するタイミングでは必ずそれは必要になってくると思います。</p>
片桐会長	<p>相手方の意見聴取をすることを解説レベルで書いてあって、それは念頭に置いておられると思いますが、条文には出てこないもので、場合によっては素っ飛ばすことも可能になりますよね。運用はそうはしていないということであれば、実際に問題になることは少ないと思いますが、もし素っ飛ばされることがあれば、条例上の制度に不備があるとなると、憲法学者からすると違憲だと言いたくなります。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。問題となっているところは、意見陳述の機会を必ず全員に与えるかどうかということですね。</p>
赤宗副会長	<p>公表するときだけ意見陳述の機会を与えるではだめですか。</p>
片桐会長	<p>それでもよいと思います。公表だけが第三者に対して影響が出てくる部分ですので、それでもよいと思いますが、何れにしろ、意見の聴取をしなければいけませんよという趣旨のことをどこかに、審査会にしろ、市長にしろ入れておく方がいろんな意味で安全な気がします。審査会の意見や審査は行政内部の事柄だという一応建前なので、ここまで本当に必要かと言われると、いらないのかもしれませんが、入れておいた方が安全な気がします。</p>
事務局（米田）	<p>条文の中にですか。</p>
片桐会長	<p>条文か、規則にですが、規則に入れるぐらいだったら、ないのも一緒かとも思い</p>

事務局（米田）	<p>ますが。</p> <p>34ページの第15条第2項の解説で「市長は、推進会議又は審査会が既に意見を聴いて確認が行われている場合を除いては、不当要求行為を行ったとされる者に意見陳述の機会を与えるなど、慎重に事実確認を行うものとする。」にしていますので一回も意見陳述が行われてなくて、公表する場合は必ず市長が、意見陳述をする」と解説でしており、このタイミングで条文に入れることでよいですか。</p>
片桐会長	<p>いえ、何度も言いますが、解説のレベルではそうなっていて、たぶん運用上もおそらくそうなるんだと思いますが、条文に出てこないの、何かの都合で飛ばされたときに、条文にないじゃないかと言われて、そもそもそのようなことが守られていない条例はだめだと言われると勝てないと思います。</p> <p>それと市民の側から見ても、不当要求行為者と言われたときに、行為者にも反論の機会があるのは安心感があると思います。</p>
事務局（米田）	<p>では条文に規定するとして、その機会がこの公表の前でよいかどうかですね。</p>
赤宗副会長	<p>市民の方が自分自身が特定要求行為者、あるいは不当要求行為者として市において認識されているのかどうかを知りたいときに、情報公開請求や個人情報保護条例による開示請求をされた場合、市として回答する義務があるのか、そこは回答しないのかについても絡んできて、つまり特定要求行為者であるというレッテル、不当要求行為者であるというレッテル貼り自体を行政の処分行為と考えるなら、その処分の前に弁明の機会を与える必要があり、弁明の機会が欲しいとおっしゃる方も出てくると思います。その情報の取扱いは刑事事件の被疑者に対する捜査情報と同じであり、あくまで外部に情報を出さないといった最終的な捜査情報なんだという扱いをするかによっても変わってくると思います。</p>
片桐会長	<p>個人情報保護条例の訂正請求があった場合、訂正せざるを得ないのですか。</p>
事務局（米田）	<p>自分は不当要求行為者ではないという訂正ですか。</p>
片桐会長	<p>いいえ、例えば、特定要求行為の記録があって、自分はやってないという訂正請求があった場合で、本当にやっていないときは、訂正できないとは言えないですよ。</p>
赤宗副会長	<p>捜査情報として扱う場合は、その不当要求行為者、特定要求行為者であるという情報が分からなくなります。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。情報を隠さず問題なしとした場合、もちろん、訂正請求がきて、訂正できる場合は訂正できると思います。</p>

宗田委員	<p>今の質問に関連して、話が膨らんでしまって申し訳ないですが、第15条の「速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、」とありますが、この主語は市長になりますので、市長が必要な事実確認を行わなければ、第2項で公表できないと読めてしまうので、市長による事実確認が必ず行われると読めてしまうので、そうでない場合があるならば、それを明確にしないとややこしくなると思います。</p>
片桐会長	<p>私は宗田委員と少し違う読み方をしている、市長に報告があったから機械的に次の段階に進むのではなくて、市長の方でも、ちゃんとそのようなことがあったのか、書類はきちんと揃っているのか、どうしてこのような経過になっているのかを確認します。場合によっては、そこで何か必要な審査項目の漏れ落ちがあれば、市長の方で確認するということを言っておられると思います。そうでない場合があるというのが何かあるというのはほとんど念頭におかれてなくて、これは必ずこのステップを踏むんですよ。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。第1項の報告を受けた場合は、市長も最終的には自分自身で事実確認を行って、必要な措置を講ずる形になります。</p>
片桐会長	<p>事実確認というのが審査より幅の広い考え方、言葉であって、審査が過去にどういう経緯で行われてきたのか、プラス漏れがあった場合には自分自身の手による審査というのを合わせて事実確認という構造になっていると思います。だから第14条で定める審査とは少し違う意味合いの言葉であえて事実確認になっていると思います。よろしいでしょうか。</p>
宗田委員	<p>結構です。</p>
赤宗副会長	<p>事実確認といっても、どういった証拠、事実アプローチして確認しなければならないのかと言い出すとけっこう難しいと思います。</p>
片桐会長	<p>そうですね。難しいですね。私は意見聴取は入れるべきで、どこかの段階で当事者に意見を聞かなければならないと思います。第14条、第15条、その他を見ても、それ自体が出てこないの、あった方がよいのではないかと思います。これは憲法学者としての意見ですが。市民側からしても何か知らないうちにドーンとあなたは不当要求行為者とされるのを避けたいと思いますし、それが分かる条例の方がいいと思います。どこに入れるかというのは確かに難しい問題ですが、例えば、全体に関わる事柄なので、必ず相手側の意見、弁明の機会を設けなければならないというのをどこか総則的に置くやり方も考えられるし、公表だけを取り上げて、公表の前には必ずそうしなければならないとするやり方もあると思います。ただ「運用でなんとかするので大丈夫です。」というのはちょっと問題があると思います。</p>

事務局（澤井）	第14条の特定要求行為に係る審査会の職務として、第2項という形で意見聴取を加えるというのはどうでしょうか。少し第1項を工夫しないといけないかもしれませんが。
片桐会長	そうですね、一つの考え方は第14条に入れてしまうということですね。確かに審査会にしても意見聴取すべきだと思います。でも、どうやって呼び出しますかという話は出てくると思いますね。
事務局（米田）	入れるとすれば、私も第14条が良いと思います。推進会議に入れると早すぎると思いますので、審査会の段階で入れる方が良いと思います。
片桐会長	そうですね。推進会議に入れるのは早いですね。第14条第2項に「前項の審査をする際には、相手側の意見を聞かなければならない。」とするかですね。
事務局（米田）	ここは「できる。」ではなくて、「聞かなければならない。」にしておくかどうかですが、「なければならない。」にすると絶対に聞かなければなりません、趣旨としてはそちらですね。
片桐会長	でも、聞かないで不当要求行為なんですよということはありませんか。
事務局（米田）	そうですね。そこは、どういったレベルの案件がどのくらい上がってくるのかが見えていませんので。
片桐会長	「機会を設けなければならぬ。」ぐらいはどうですか。そうすると呼び出したけれど、無視されたというのは、一応機会を設けたけれど、放棄されたということになりますので「機会を設けなければならぬ。」ぐらいがいいと思います。
事務局（米田）	そうですね。いろいろな手段を使い要求を言っていたが、審査会へ呼び出されて大事になったら、やっぱりあの要求は結構ですというケースもかなりあると思います。
片桐会長	そうならばそれでよいですね。
事務局（米田）	そうですね。それでクリアですね。市としては、要求が止まれば良くて、その人を取り上げて処分しようという趣旨ではないので、公表と言っていますが、そこまで実際行くのもほぼないのかなと思います。途中で止めていただければ、公表が全て白紙になりますので、「このままいくと公表までいきますよ。」という警告で止めてさえいただければ、その人とは綺麗さっぱりその件は全てクリアになりますので、記録としては過去に不当要求行為を行ったというので残るかもしれませんが、それが外に出ていくこともありませんので、先程ありましたように自分自身で情報の公

	<p>開を求めて、自分で不当要求行為者のレッテルを貼られていたんだというのを確認する方もおられるかもしれませんが、それに意味はないと思います。</p>
片桐会長	<p>そうですね。第14条第2項に追加するというのが一つの考え方ですから、そうすると意見聴取が行われてなかった場合、市長がやるというのも無くなりますね。</p>
事務局（澤井）	<p>それと一ついいですか。今、特定要求行為に関して、審査会が相手側に事実確認、意見聴取するということですが、その前の公益通報の方で、第10条で公益通報に係る審査会の職務という条を設けていますが、そこでも通報があった場合は調査をすると書いてあって、解説の中に通報の対象となっている者に対して意見陳述の機会を与えるとなっておりますので、もし特定要求行為に審査会の職務として相手側に意見陳述の機会を与えると設けるのであれば、通報の方の審査会の職務としても入れておいた方がよいと思います。</p>
片桐会長	<p>ただ、この場合、不利益取扱いをしたり違法行為をしているのは職員であって、それと市民が一緒かというのはどうなのでしょう。第14条に入れて、第10条で入れないというのはいり得るけれど、逆はないと思います。揃えるという考えはあり得ると思いますが、そこをどう考えるかですが、いずれにせよ第14条には入れる必要はあると思います。</p>
赤宗副会長	<p>第14条に入れるということは、不当要求行為というレッテルを貼る際には、必ず本人を呼ばなければならないということですね。不当要求行為に該当するかどうかの判断するのは審査会に変わっているので、その方がいいかもしれませんね。意見を述べる機会を与えなければならないくらいがいいですかね。</p>
片桐会長	<p>皆さんどうですか。横山委員どうですか。</p>
横山委員	<p>会長、事務局のお考えの案でよいと思います。</p>
秋田委員	<p>機会を与えなければならない。「できる。」ではなく、「与えなければならない。」でいいのではないですか。</p>
片桐会長	<p>では、第14条第2項に追加するということで、第10条の公益通報の方にも入れる方がいいのではないかとのご意見もありましたがどうでしょうか。宗田委員いかがでしょうか。</p>
宗田委員	<p>あまり積極的ではないです。</p>
片桐会長	<p>そうですね。私もそう思います。これこそ行政内部の事務なので、入れる必要がありますか。</p>

事務局（澤井）	呉市の規則になりますが、審査会の運営というのが第8条にありまして、「審査会が行う公益通報の調査は、当該通報の対象になっている者、不当要求行為を行った疑いのある者に対しては、原則としては意見陳述の機会を与えるなど、慎重な手続により実施する」と規則で規定されております。
片桐会長	規則で定めておくだけで十分かというところではありますが。
事務局（米田）	そうですね。できれば条例で定めた方がいいと思います。
片桐会長	そうですね。条例で定める方が安全かなとは思いますが、公益通報制度にも必要ですかね、公益通報の方に必要というのは感覚的にピンとこないですけど、確かに「あなた違法行為をやっているでしょう。」というのは不当要求行為と同じ構図ですよ。そう考えると入れておく方が安全かもしれませんね。
赤宗副会長	それは「違法行為があると考えるときは」という条件が入りますよね。
片桐会長	公益通報があつて、調査に入っている以上は、一応、違法行為が行われているかどうかを考えていますので。
赤宗副会長	そこで調査した結果、これは違法行為があるというふうに考えていこうというときはもちろん呼びますが、いやこれは違法行為がないのではないかと考えるときは呼ばないですよ。あるいは、今は証拠が薄いけれど、今後何か出てきたときにやらなければならないという案件が出てくれば、どうでしょう。
片桐会長	そうですね。必ず呼ぶにしまうと、ばれてしまうことがあるわけですね。せっかく公益通報を設けているけれど、呼ばれた瞬間に、こそっと証拠が消されることもあると思います。
事務局（米田）	そこは第三者機関である審査会で判断していただくこともできますので、普通必要があれば呼ぶと思います。
片桐会長	では、こちらは必要に応じているかどうかでいいのですか。そうなると揃わないですよ。
赤宗副会長	最終的なところでは、この人は違法行為をしていないということをほぼ心象で持ったときは、その確認をするために呼ぶことや、逆に引導を渡す直前に呼ぶのはあるかもしれませんが、途中はないと思います。
片桐会長	第10条の方に入れるとしたら、どのような案になるか、一応作っていただくこ

	とはできませんか。第14条第2項は先程言った「前項の審査の際には、意見陳述の機会を設けなければならない。」という形で追加していただいて。
事務局（米田）	それは不当要求行為を確定する際にはということですか。今の案では、明らかな特定要求行為以外は全て審査会へ上げますので、上がった全てを呼ぶのではなくて、審査会の審査でこれは不当要求行為だとなった段階で呼ぶということですか。それとも全員呼ぶでよいですか。
片桐会長	基本、原則としては、「機会を設けなければならない。」なので、全て呼んだ方がよいのではないですか。
事務局（米田）	特定要求行為の場合でも呼ぶということですよ。
片桐会長	呼んでやっぱり特定要求行為だねというのもあり得るわけですよ。
事務局（米田）	もちろんそうです。
片桐会長	告知弁明の機会というのは、呼ばなくていいわけですよ。「書面を出してください。」というのもありますよ。
事務局（米田）	可能です。必ず本人自身が来ていただく必要はないと思います。
片桐会長	このようなことがありましたということですが、事実ですかということをお聞きして、その事実と違うということであれば書面で提出してくださいということもできますよ。
事務局（米田）	そうですね。
片桐会長	それと同じくらいの内容で第10条の公益通報もするかどうかは議論が分かれると思いますので、いろんな案を見ないと分からないと思います。そこだけ作っていただくことをお願いします。私も宗田委員の意見と同じで、公益通報の方に必ずいるのかと言われると、直感的にですが、いらないのではないかと思います。
事務局（米田）	おそらく今は方法がまったく書いていないので、先程、澤井課長が申しましたように公益通報の方にも「原則としては慎重に行いなさい。」という文言が欲しいということだと思うのですが、不当要求行為と同じように必ず「設けなければならない。」にすると厳しいのかなと思います。
片桐会長	不当要求行為の方にはいらないと考えることの方がかなり少ないと思いますが、いかがですか。そうだから、審査会の方で意見聴取していなければ、市長の方でし

	<p>てくださいになっているので、そこがいないような事例というのは想定できますか。</p>
事務局（米田）	<p>最終的なときはもちろん弁明の機会は必要だと思いますが、窓口では今でも、今日でも不当な要求を受けていて、いろんな手段で断っていると思いますが、それが特に悪質で、身の危険を感じ、さあどうするのかというときに、まず市として、組織として考えてどのような対応をしようかということなので、必ずしも不当要求行為者というレッテルを貼られたからといって、不利益な扱いを受けるのではなくて、要求が止められている状態で、他のサービスを受けられないというわけでもなく、ものによれば、軽易な要求者もたくさん出てくるのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>ただ、不当要求行為というのは、対応が特に悪質なものとなっているので、そのようなことを本当にやったのかというのは聞かないといけないと思います。</p>
事務局（米田）	<p>それはそうですね。不当要求行為になれば、もちろんそうです。</p>
片桐会長	<p>そういう意味では、一方的にこのようなことをやられたということで、片方の言い分だけ聞いて物事が進んでいくのは問題かなと思います。</p>
赤宗副会長	<p>中にはいろんな人がいると思いますが、現場の勢いで結構きついことを言って、言いたい放題して、不当要求して、家に帰った後で、やり過ぎたと反省して、それ以上もう市役所に何も言わないでいる人も中にはいると思います。その場合でも、このシステムに当てはめると、審査会から手紙が届いて、「あなたは不当要求行為をしました。意見を聞いてあげるから、意見を書いて提出してください。」と言われても、当の本人もしくじったと思って、止めようと思っていたのに、また蒸し返すようなことになるのかなと思います。何度も不当要求をされている人に対しては、公表のアクションを取りに行ったときに呼びだして、「そこでもうしません。」とやっていただけるなら、公表はしないのですが、そのような柔軟な対応をしようと思うと、全てに弁明の機会を与えるという大仰な行為が裏目になるかもしれません。</p>
片桐会長	<p>その場合でも、市側で不当要求行為だと認識されている以上は、やはり自分がどのような経緯でそうなったのかということは聞いてほしいというのが人情だと思います。</p>
事務局（米田）	<p>確かにそれもあると思います。もちろん弁明の機会はあった方が良いと思います。</p>
片桐会長	<p>それで、例えば、そこでもう反省していてもうしませんとなったときに、これは不当要求行為ではなかったんだということはできないですか。</p>
事務局（米田）	<p>基本的に、不当要求行為に該当しなくてもその本人の要求自体は通りませんので、</p>

	<p>不当であろうと特定であろうと要求は通りません。例えば、Aさんは自分の要求を通すためにあの手この手の手段を使っているのであって、それが特定なのか不当なのかは、おそらくAさんには問題にならないと思います。</p>
片桐会長	<p>そうすると、「配慮しなければならない」みたいな形にするということですか。</p>
事務局（米田）	<p>いいえ、そういうわけではありません。</p>
片桐会長	<p>いずれにせよ、公表まで進んでいくような場合で、条例上何も規定がなくて、しかも手続が飛ばされた場合、どうやっても勝てないですよね。</p>
事務局（米田）	<p>それはそうですね。</p>
片桐会長	<p>何かしらは入れておくべきですよ。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。タイミングの問題で、もちろんこの第三者機関の審査会で、特定も含め全て弁明の機会を与えるということであれば、非常によいと思います。</p>
片桐会長	<p>その方がよいと思いますよ。結局そうなると思いますよ。</p>
赤宗副会長	<p>公表する前段階で必ず必要であって、公表しようと思うときは、必ず意見を聞くべきということではないですか。</p>
片桐会長	<p>公表されるときに意見を述べる方がいいか、不当要求行為であると認識される前に、一言意見を言わせてほしいなのか。それは市の、行政のやることなので関係がない、ただ周りの皆に知られる前に一言意見を言わせてほしいのか。市民の皆様から見てどうですか。</p>
秋田委員	<p>私は早い段階、審査会の段階の方がよいと思います。内部では、この人は不当要求行為者として動いていても、本人は知らないわけですから、私はそんなつもりではない、市の言っていることも少し違うよと、事実ではないよということがあれば、少しグレーゾーンに入った段階で、いやグレーではないよという弁明をさせてほしいという思いはあります。</p>
片桐会長	<p>そこで、当事者に意見を言っていた方が、また市民の側の意見としては、要求は通らないとしても、言いたいことは言えるということも必要なのかなと私は思います。今の論点は、不当要求行為に関して、不当要求行為を判定する際に意見陳述の機会を必ず設ける方がいいか、それとも公表するときに設ける方がいいのか、あるいは必ず設けなくても、できる限り設けるぐらいがいいのかですが、横山委員はどう思われますか。</p>

横山委員	公表するかどうかの段階で意見聴取することがよいと思います。
片桐会長	多田委員はいかがですか。
多田委員	私は特に設けないで、悪質なときにする方がよいと思います。
片桐会長	例えば、自分が市役所にこのようにしてほしいと思っているときに、ちょっと腹を立てることがあって、強く言ってしまった。翌日、頭を冷やしてもう一度来たときに、やはり腹を立てまた強く言ってしまったときに、これでもう複数回繰り返してしまったことになるので、このときに不当要求行為者として市に思われていること自体そもそも気持ちが悪いというのが、私の基本的な発想です。
宗田委員	私は公表の直前だと、おそらく対象となっている方は、平謝りするだけで終わりだと思います。「公表だけは止めてください。」ということをや永遠と述べてそれで終わってしまうと思うので、それが極めて悪質な場合でもそうだと思いますので、意見を言うなら、もっと冷静な判断ができる段階の、審査会の段階の方がよいと思います。
赤宗副会長	不当要求行為というのは、よっぽどのことをしないとしないのですよね。
片桐会長	公表する段階で意見を聞いてみると全然事実関係が違った場合はどうしますか。警告を出した。でも本人としてはそんなことをしていないと思っている。だから止めない。事実を聞くと全然違う事実関係になっていて、それは確かにといった話が、公表の前段階で初めて分かる制度は確かに厳しいのかなと思います。
赤宗副会長	警告の前には少なくとも必要ですよ。
片桐会長	そういうふうに考えると、審査会の段階でやはり意見聴取して、この人に警告を出すのが相当だと意見を付していくわけですから、その前に必要だと思います。そこで問題となるのが必ず設けなければならないかどうかですが。
事務局（米田）	そこですね。もちろん機会としては必ずあった方がいいですが。
片桐会長	そんなに大変ですかね。
事務局（米田）	そんなことはないと思いますよ。
赤宗副会長	不当要求行為に対しては、市としては何らかのアクションを起こすわけですから。

事務局（米田）	<p>そうですね。警告以外では、組織的に皆で断りましょうというものですから、一番だめなのが、相手の要求に対して分かりましたと屈してしまうことですから、誰が受けても組織的にきぜんと断りましょう、このような方法で断りましょうという内部的な対応になると思います。その対応で相手は諦めて納得して帰る可能性もありますので、そのケースにまたわざわざあなた何か意見ありますか、というのも少し違う場合もあるのかなという思いもあります。</p>
片桐会長	<p>そのような場合は、このようなことがあったけれど、市長としては何もしなくていいですよという意見を付して報告すればいいのではないですか。</p>
事務局（米田）	<p>その場合は弁明の機会を与えないということですか。</p>
片桐会長	<p>いいえ、その場合でもやはり機会を与えて、確かにそうですねということで判断しないといけないのではないですか。私には弁明の機会を与えなくて良いケースがあり得るということがよく分らないです。</p>
赤宗副会長	<p>私には与えなくて良いケースがいくつかあってもよいのかなと思う発想があるので。</p>
片桐会長	<p>与えなくても良いケースというのが、何なのかというのが分かりません。本人が反省して、納得して止めたとしても、本人の何かしらのことを誰かが観察してそのように言っている訳で、本人としてどういう意図だったのかを何かのルートで情報が入っているから言える訳で、審査会としては必ず本人から聞かなければいけないという仕組みですよ。本人がどう考えているのか分からなくて良い場合というのは、私にはおよそ想定できません。それだったら不当要求行為でもなんでもなし、特定要求行為ですらないと思います。本人が何でそのようなことをしたのですか、本当にそのようなことがあったのですかということを知ることがいい場合というのはいり得ますか。</p>
事務局（澤井）	<p>なかなか意見聴取しないでもいい場合というのは、私も思いつきません。実務上、審査会でも必ず聞かれると思います。本人の意見を聞かずに調査審査できないと思います。そこで「ねばならない。」にするか「することができる。」にするかは、先程、呉市の例で言うと、「原則として」となっていますが、どれにするかですね。</p>
片桐会長	<p>「できる。」だと基本的にするかどうかは、こちらの判断になるので、してくれないというときは、市民の側からすれば争えないですよ。でも聞いてほしいという人が出てきたときに、いやそれは聞かなくて良いので聞きませんというのはやはり対応としてはおかしいと思います。そうすると「ねばならない。」の方がよいと思います。</p>

横山委員	議論をかき回すようですが、窓口で対応した場合、不当要求行為に該当する案件の場合は、まず窓口担当者が、これは不当要求行為に該当することを説明するわけですね。
事務局（米田）	そうですね。まずは断る形で、できませんということを説明します。
横山委員	その段階で、それ以上進展しなければ、不当要求行為にならないのですね。
事務局（米田）	そうですね。
横山委員	ただ、なおかつ続けられるような場合は、審査会へ報告が行くわけですね。ですの程度、窓口で事情聴取はできているということは言えないのですか。
事務局（米田）	そうですね。窓口ではできていると思いますが、それが審査会の立場としては事実かどうか分からないということなんだと思います。
片桐会長	事情聴取している人と不当要求行為の報告をしている人が一緒なんだというのが問題なんです。
事務局（米田）	窓口対応者の勘違いかもしれない可能性があるということです。
片桐会長	それを誰か別の形で、客観的に確認して行こうという仕組みですので、そう考えたら審査会自身がちゃんと聞いていかないとだめなんだと思います。
事務局（米田）	そうですね。一番よいのは聞いていただく方がよいと思います。
片桐会長	そうすると、第14条第2項に新設することまでは決定で、審査の際に「事情聴取の機会を与えなければならない。」か、「与えることができる。」かの2案ですが、いかがでしょうかどちらがよろしいでしょうか。 「機会を与えなければならない。」が良いと思わる方はどれくらいいますか。 (多数手を上げる) もう一つの方が少数だと思いますので必ず機会を与えなければならないということで決定します。第10条の方は次回に決めたいと思います。 他に第12条から第16条までで何かありますでしょうか。無ければ、これで確定させていただきます。では、残るは、第1条と条例のタイトルですが、第1条の目的の説明を事務局の方からお願いします。
事務局（吉井）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務の執行を確保するこ</p> </div>

とにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

この条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解説】

近年、民間企業でもコンプライアンス経営ということが盛んに言われているが、本市においても組織を健全に運営していくために法令遵守体制の確立が必要となっている。ここにいう法令遵守とは、市が組織として、法令などの規範と調和を図りながら健全な行政運営をしていくための仕組みのことであり、そのための組織としての体制を整備し、これにより本市において透明性が高く、かつ、公正な職務の執行を確保することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

自治体の職員が法令を遵守し、公正な職務を執行するのは当然のことであるという議論もあるが、法令遵守体制を組織文化として浸透させていくには、地方公務員法にある服務基準だけをよりどころとするのではなく、それを守るために必要な制度を設け、組織として長期的な視点を持って取り組む必要がある。

法令遵守体制を庁内に確立するという本市の基本方針を条例として制定し、不正防止に向けて組織的に対応する仕組みを整備していくということを、大和高田市全体としての意思として表明するものである。

片桐会長

はい。ありがとうございます。確か以前に横山委員から修正のご提案があったかと思いますが、今、手元に資料が無いので、少し資料の準備が整うまで他に何かご意見等あればお願いします。

この手の目的規定自体は条例全体の中で大きな意味があるわけではないですが、条例の中でよく分かりにくいことや、あいまいなことがあれば、この目的に立ち返り制度の意味を理解するというよりどころになる、指針となる規定になると思います。ですので、例えば何か分からないところがあれば、法令遵守の観点からどうなのか、倫理の保持の観点からどうなのかといったことで、よく分からないところを補充して理解していく、あるいは市政の透明化といった観点から、公正な職務の執行、市民の負託、信頼される市政を確立、市民の利益を保護の観点からどうなのか、条例のあいまいな部分を、その都度その都度に応じて、理解していく役割があるのだと思います。

横山委員、資料をお持ちでしたら、それを読み上げていただけたらありがたいです。

横山委員

まずこの条例の第1条ですが、私は市民として、庁内会議で検討していただいた内容について、文言の修正というのは非常に恐縮ですが、私を感じましたことを説明させていただきます。一番感じたのは、最後に市民の利益を保護することを目的とするというところに違和感を感じました。その他いろいろありますが、この部分

は冒頭で目的を明確にするために、市政が市民の信託であるということを入れていただいて、その次に市民から負託された職務を公正に執行するため、必要な措置であるということから、基本的に簡略化してこれで良いと思いますが、最終的な修正案としては、「この条例は、市政の市民の厳正な信託であるという認識のもと、職員が市民から負託された職務の遂行に当たり、法令遵守体制の整備を図ることにより公正な職務の執行を確保し、もって市民の公務に対する信頼を確保することを目的とする。」として、もって市民の利益を保護することではなく、公正な職務の執行を確保することによって市民の公務に対する信頼を確保することがもっとも基本的なところではないかと考えました。

(資料を配布する。)

修正の理由として挙げていますが、目的を簡潔、明確にということで、

- ①「市政が市民の信託である」ことの認識は大前提である。
 - ②次に、法令遵守条例は「市民から負託された職務を公正に執行するための必要な措置」であることから、その整備を図る。
 - ③「法令遵守体制を整備する」ことにより、「市民の公務に対する信頼を得る」ことが、この条例整備のもっとも重要な目的。
 - ④「倫理の保持」、「市政の透明化」は、法令遵守体制を整備することにより、おのずと達成されるもので、ここであえて取り上げる必要はない。
 - ⑤「もって市民の利益を保護する」ことは、この条例の真の目的ではない。ここで「市民の利益」という用語で市民におもねるのは筋違いで、「市民の信頼を確保する」ことが、この条例整備の本来の目的。
- というところ です。

片桐会長

いかがでしょうか。例えば、先程の不当要求行為の審査の段階で、元々の案であれば、意見聴取のことはそこに書いてないので、本当にそれがいるのかどうかは解釈の問題になってきて、その場その場の現場で判断していくのだと思います。そのときの判断のよりどころになるのがこの第1条になると思います。そのときに究極的に市民の利益の保護になっているのかどうか、横山委員の提案だと市民の信頼の確保につながるのかどうかといったような議論が展開されることになると思います。そのときに果たして「市民の利益の保護」というのが究極の目的ではないのだと言い切れるのかということおそらくそうではなくて、横山委員のおっしゃることもよく分かって、非常に遠い抽象的な目的になるので、そんなことを言えば条例の全てが市民の利益の保護が目的なのではないかと言われればそうなるので、そこまで遠い目的を置く必要があるのかどうかですが、事務局案の構造としては究極的な目的と、その目的を達成するための目標と、そのために最低限やらなければならない事柄という3段階になっていて、究極的にはここに繋がるから、その手前でこれを達成しなければならなくて、それをするためにこの条例でこれをするんだということ、逆から、3番目の一番下から書いてあるんだと思います。横山委員が一番最初におっしゃられた「市民の利益の保護」というのは言い過ぎだというのは、そんなことを言うと究極的な目標はどこでも一緒だから、2段階目と3段階目だけ書け

	<p>ばいいのではないかという話だと思いますが、その方が簡潔だと言われればそうなんです。</p>
事務局（米田）	<p>事務局としては、最終的な「市民の利益を保護する」という、より高次の目的、究極的な目的を規定させていただきたいと思いますが、確かにくどいというか、簡潔でないと言われればそうですが、これが無くなってしまうと、「信頼される市政の確立」だけでは、市側の勝手な思い上がりのようなイメージが強くなるように思いますし。</p>
横山委員	<p>私も市民の一人ですので、市民の利益の保護をしていただくのがありがたいのですが、ただここまで出す必要があるのかどうかという感覚はあります。</p>
宗田委員	<p>私も「市民の利益」と言われてピンとこないですね。もちろん理屈では分かりますが、「市民の利益」を意識して生きているわけではありませんので、それよりも市役所の方々とどうやってやらせていただけるのかということの方が、興味があるというか、重点があって、私としては横山委員の書きの方が感覚的にぴったりきます。</p>
事務局（澤井）	<p>だいたい他市さんの例を見ても、半々くらいですね。究極の目的である「市民の利益の保護」まで書いてあるところと、条例の直接の目的である「信頼される市政の確立」で止めてあるところとに分かれます。</p>
片桐会長	<p>「信頼される市制の確立」でいいのではないですか。横山委員のご提案の「市民の公務に対する信頼を確保する。」でもいいと思いますが、私からすると、失礼ですが、「公務」というのがそんなに信頼できるものなのかなと思うのです。「公務」だからといって純粋に信用するものではなく、個々の「公務」については、疑わしいものや、よく分からないものもあるけれど、市政全体としては、信頼がある状態が望ましく思います。「公務」とすると小さくなるのかなと思いますが、信頼の確保することを目的とする方が文言としてはすっきりすると思います。</p>
多田委員	<p>少しよろしいですか。以前にお出しした鳥取県のコンプライアンス行動指針では、意義とか、目的とかあるのですが、三番目にこれをやることによって目指す姿というのがあり参考になると思います。そこでは「県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にし、信頼のできる職員が働く信頼のできる職場にすることを目指します。」とあります。これは市役所がやろうとしていることであり、こうすれば市民にとってよくなるということでやっておられるのでしょうか、やはり目指す姿ということをはっきり書くべきで、倫理の保持や、法令遵守と言われても分かりにくいですし、信頼というのもある意味では抽象的な言葉ですし、「この取組の推進により、職員一人ひとりの職務の遂行に対する自信と誇りを一層醸成し、更により良い職場の気風を育てていくという、恒常的な改善の循環を構築していくことを目指しま</p>

	す。」というようなことであればよく分かるのですが。
片桐会長	ただ、この第1条は、この条例が何をするのかであり、この条例が何のためにあるのかということです。今、多田委員がおっしゃられたことは、市役所がどうするかですので、市役所がいろいろやっていくのは大事なことであり、分かるのですが、そういうものの取組のなかでこの条例もあるとなったときに、この条例では何を定めているのかというのがこの第1条になると思います。そう考えると市役所としてどうしたいのかという目標をここにドンと盛り込むのが果たしてよいことかと思いますが。
多田委員	少なくともそういう趣旨のことを解説のところでは書いていただきたいと思います。そうでないと「市民の利益を保護する。」というのが問題になっていますが、ちょっと分からないですね。
片桐会長	もう少し具体的に分かりやすくということですか。
多田委員	少なくとも解説については。
片桐会長	具体的にといっても、どの程度、何を具体的にとなりますか。
多田委員	やはり、それは職場、市の全体的ということなんですが、市政そのものを法令遵守ということで、何かしていこうということが目的なんですよね。その目的を市民の信頼を損なうような事案が発生しないように、不当要求行為が発生しないようにすることが目的なんですよね。そういうところが出ていないので分かりにくのかなという気がするのですが、やはり市の職員の人自信と誇りを持てるような、公益通報なんかは起こらない方がいいのですよね。
片桐会長	そうすると、この条例の中では、公益通報制度、不当要求行為対策、特定要求行為対策の3つの制度があり、この3つの制度と第1条の目的の関係が、分かりづらくて、第1条に書いていないので、むしろタイトルとの関係で、この条例はこのような条例なんですと説明されていますけれど、第1条以下との関係でどうなのかと言われると、確かに分かりづらいつと言われると、分かりづらいつような気がします。ですので例えば、公益通報は何のためにあるのか、不当要求行為に対して市はどのように考えているのかというのを踏まえて第1条の文言を作る方がよいというのが多田委員のご指摘だと思います。
宗田委員	多田委員の発言で鳥取県の指針の話がよく出てきますが、私もその指針が非常に好きです。少し余談になって申し訳ないのですが、私は20代のときにいろいろな都市に行ったり住んだりする機会がありまして、今でも一番よかったなと思うのが札幌市なんです。なぜよかったのかと言うと、学生が終わって、就職で札幌から東

	<p>京に行くため、住民票の転出届を出しに行ったときに、窓口で、「4年間どうでしたか、就職ですか、いろいろあると思います頑張ってください。札幌もいい都市ですから、また何かありましたら、戻って来てください。」というようなことを言われたんですが、非常に人間味があつてよかつたなという印象が残っています。もう一つは札幌市は札幌ドームがありますが、昔は丸山球場というところでプロ野球があつて、一度、日暮コールドになったときがありました。それは丸山球場が山の際にあつてナイター設備がないから日暮コールドになったのですが、なぜナイター設備を付けないかと言うと北海道神宮が近くにあつて野鳥が眠るからナイター設備を付けないんだというスピリットを持っている都市であつて、私は非常にそれを気に入っていて今でも好きで住みたいなと思っています。</p> <p>市民が本当に市役所に求めているのはコンプライアンスや法令遵守ではなく、市民の利益の確保でもなく、もっと人間的な付き合い方、人間味溢れる関わり方だと思います。そういうのが第1条で表れていたらいいなと思っておられると思います。それは私も同感です。</p>
多田委員	<p>それと、鳥取県のは行動指針ですが、大和高田市もマニュアルを作られるのですよね。そのマニュアルはいつ頃できあがるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。まずは条例素案が確定しないと作りにくいと思いますので、素案ができてからになると思います。</p>
多田委員	<p>それは公表されるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>もちろん、公表すると思います。</p>
片桐会長	<p>それは市民会議として公表を強く求めるということにしましょうか。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。分かりました。</p>
片桐会長	<p>そのマニュアルを作成されるときに、多田委員や宗田委員のご意見を汲んでいただきたいのですが、何れにせよ、もう少し後との具体的な繋がり、大和高田市をどのような街にしていくのかとの関係をここに盛り込むべきだというのが市民委員のご意見だと思いますので、フワッとした言い方で申し訳ないですが、もう少しだけその方向で考えていただけませんか。</p>
事務局（米田）	<p>具体的にということではないですよ。</p>
片桐会長	<p>そうですね。難しいと思いますが、大和高田市の職員の方々が市政をどのようなものだと位置づけておられて、その中でこのような仕組みがどのような位置づけなんだというのがパッと分かるようなもの。意気込みを見せないといけないところで</p>

	<p>すかね。確かにこの第1条はよくあるタイプの決め方で、私から見れば、可もなく不可もないと思いますが、市民の方々から注目していただけるのなら、少し大胆に踏み込んでもいいのかなと思います。</p>
事務局（吉井）	<p>このような法律的なことを書かずに、理念のようなものを書くということですか。</p>
片桐会長	<p>いいえ、そうではなく。例えば、後の条文の解釈に効いてくるのは、「信頼される市政を確立する。」ということだけだと思います。法令遵守の仕組みや倫理保持の体制整備を図っていくのは条例の中で書かれていて、方向性が出ていて、市政の透明化はここには盛り込まれてないですが、公正な職務の執行の確保も仕組みとしては具体化されていますから、この文言が無くても、そのような仕組みがあることからしてその方向に向いているのは分かるので、解釈上効いてくるのは、信頼される市政を確立するんだということだけだと思います。</p> <p>信頼される市政というのが何かというのをもう少しきちんと書いた方がよいのではないですか。例えば、やみ雲に法令を守っている市政が信頼される市政でもないですね。条例上の不当要求行為に該当する場合は直ちに通報するよというやり方が果たしてよいかというところではないですね。今のままいくと、もう少しちゃんとコミュニケーションを取ってというのは、今の第1条から読み取れないですね。そのようなことを窺えるようなものにされた方がよいということです。</p>
事務局（米田）	<p>分かりました。できるかどうか分かりませんが、案は作ってみます。事務局としては、庁内会議も経て議論した結果、この第1条が一番よいであろうという一つの結論として提案してもらいましたが、おっしゃるご意見も非常に分かりますので、この第1条を読めば、この条例がどういうもので、何を指すものなのかを簡潔に分かるものとして、キーワードとしては多く盛り込む形にはなっているのですが、一度、考えてみます。</p>
多田委員	<p>私なんかはこの鳥取県の指針の一番前の部分だけで充分で、後の部分はなくて、これだけでやってもらえたらそれでいいという感じなんです。</p>
事務局（米田）	<p>鳥取県のは条例ではなくて指針ですので、ちょっとまた違うと思います。</p>
多田委員	<p>なんかもう少し感じるものがほしいですね。それは、条文に入れるか、マニュアルで理念のようなものを書かれるのがいいのか分かりませんが、少なくとももう少し分かるものが欲しいです。</p>
事務局（米田）	<p>分かりました。しかし、次の最後の会議で、私の作った案が、いや違うよとなれば決まりません。一度それぞれの一番よいと思う案を考えていただくというのはダメですか。</p>

片桐会長	<p>今のご意見を踏まえて、もう少し考えていただいて、文言を少し変えるだけでもニュアンスが変わってくるはずですので、例えば、「信頼される」というのもどういうことなのかということ具体的にして、私もすぐには思いつきませんが「信頼される」という5文字で表現するのではなく、10文字くらい使ってそこに何かニュアンスを込めて書かれるとか、難しいことをお願いしているのは充分分かってはいますが、頑張ってくださいと思います。</p>
事務局（米田）	<p>分かりました。求めておられるものができるかどうか分かりませんが、作ってみます。</p>
片桐会長	<p>最後、タイトルについて、次回の会議の際に、このままでいいかを含めて決めたいと思いますので、次回は第14条第2項と第10条、第1条を確定させた後でタイトルを決めてまとめたいと思います。委員の皆様大変お手数ですが、これでよいか、よくない場合は、自身でタイトルを考えていただきたいと思います。特に自分が考えたタイトルが付く条例というものなかなかないと思いますので、いい機会かなとも思いますので、タイトルを考えて来ていただきたいと思います。</p> <p>では次回は少し日が空きますが、9月26日（月）の10時30分からになります。ちょっと宿題が大きめですが、おそらく次回で最後になると思いますので、無事に何とかここまで来てほっとしています。今日はこれで閉会にさせていただきます。ありがとうございました。</p>